



令和6年7月11日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
建築指導課	盛土規制係	渡辺・植山	内線 4792 直通 058-272-8631 FAX 058-278-2782

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）」に対する県民意見募集（パブリックコメント）について

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害等を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止を目的として、宅地、農地、森林等の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行されました。

県では、盛土規制法に基づく規制区域の指定に向けた準備を進めており、このたび、規制区域（案）を作成しました。ついては、下記のとおり規制区域（案）に対する県民の皆様のご意見を募集します。

### 記

#### 1 意見の募集対象

盛土規制法に基づく規制区域（案）

#### 2 意見の募集期間

令和6年7月16日（火）～8月14日（水）

※電子メール、FAXの場合は8月14日必着、郵送の場合は8月14日消印有効

#### 3 規制区域（案）の閲覧方法

(1) インターネット（岐阜県庁ホームページ）

[岐阜県民意見募集](#)

[web 検索](#)

岐阜県庁ホームページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案 > 県民意見募集（パブリック・コメント）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/367414.html>

(2) 印刷物（閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く））

- ・県庁（1階情報公開・行政相談窓口前のパンフレット棚）
- ・各総合庁舎（県事務所 振興防災課）

#### 【県事務所一覧】

西濃総合庁舎	西濃県事務所
揖斐総合庁舎	揖斐県事務所
中濃総合庁舎	中濃県事務所
郡上総合庁舎	中濃県事務所 郡上市駐在
可茂総合庁舎	可茂県事務所
東濃西部総合庁舎	東濃県事務所
恵那総合庁舎	恵那県事務所
飛騨総合庁舎	飛騨県事務所
下呂総合庁舎	飛騨県事務所 下呂市駐在

#### 4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係 行

- ・電子メール：c11655@pref.gifu.lg.jp
- ・郵送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・FAX：058-278-2782

#### 【留意事項等】

- ・件名を『盛土規制法に基づく規制区域（案）に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、又は閲覧場所において入手できます。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）に基づき適正に管理します。

#### 5 問い合わせ先

岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係

電子メール：c11655@pref.gifu.lg.jp

電話番号：058-272-8631（直通）

FAX：058-278-2782

※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）